

1. 編集の基本方針

「棚田学会」は、「棚田」の歴史やそれを取り巻く民俗、地理的環境とそれに対する人々の工夫や農耕技術などの実態を明らかにし、「棚田」の現代的意義の解明と「棚田」の保全に向けて各方面の英知と熱意が集まる場として、設立されました。

「棚田学会」は、「棚田」の学術的研究を目的とすることはもちろんですが、単なる学術研究者だけの組織とは考えておりません。広く「棚田」に関心のある方々の参加を得て、研究の成果が現実的な「棚田」保全に結びつくようにしなければなりません。

したがって、学会の機関誌「棚田学会誌－日本の原風景・棚田－」は、「棚田」に関する学術研究のみでなく、広く多くの会員から興味を持たれる情報、意見等を掲載することによって、会員同士の連帯を育むためのプラットフォームとしての役割を担うことを目的とします。

本誌は、年1回、毎年8月に発行されます。この学会誌を補うものとして、またタイムリーな情報・意見交換の場として、別途「棚田学会通信」（季刊）を発行しています。

2. 原稿の種類と投稿原稿の分量

投稿原稿は、未発表を原則とします。他学会や他誌への重複投稿は認めません。

ただし、既発表の原稿に新たな知見等を加えたもの、また既発表であっても棚田学会会員にとって有益と思われるものを本誌掲載のために構成し直した原稿は、受け付けます。これに該当する場合は、既発表である旨を本文中に記述して下さい。

なお、編集委員会が必要と認めた場合は、会員以外に執筆を依頼することもあります。原稿の種類と投稿原稿の規定分量は、以下とします。

- ① 論文：日本および海外の棚田および棚田が存在する中山間地域に関する歴史、文化的・地理的環境の実態の考察、棚田を耕してきた人々の工夫や技術などを科学的に考証した成果等の報告。
規定分量：40（字）×20（行）×20（枚）以内（図表を含む）
A4版、縦書きとしてください。
- ② 事例研究：論文以外の、日本および海外の棚田および棚田が存在する地域に関する事例研究。
規定分量：40（字）×20（行）×10（枚）以内（図表を含む）
A4版、縦書きとしてください。
- ③ 報告：会員からの、棚田および棚田が存在する地域におけるさまざまな活動、催し、新事業等の紹介。
規定分量：40（字）×20（行）×10（枚）以内（図表を含む）
A4版、縦書きとしてください。
- ④ 文献紹介：学会員にぜひ読んでほしい文献図書の紹介
規定分量：40（字）×20（行）×3（枚）以内
A4版、縦書きとしてください。

3. 投稿者の資格

筆頭著者は、学会員とします。ただし、依頼原稿は、この限りではありません。

4. 原稿の体裁と書き方

- ① 体裁：A4版、縦書きとしてください。

上記2.の規定分量に準じて、パソコン（ソフトは、Word または一太郎が望ましい）もしくはワープロで、執筆してください。

ただし、手書きでも受け付けます。

1 ページ目：標題、著者名、所属、住所（郵便物の送付先）、e-メールアドレスを明記してください。

3 ページ目：本文を始めて下さい。

なお、盗用等の著作権侵害が起こらないように、本文中の引用部分は「」で括り、引用文献番号を付し、巻末には、参考文献も含めて引用文献を明示してください。

最終ページ：投稿原稿の要旨を200字以内でまとめてください。

②引用文献：引用文献は、著者名、論文名、掲載誌名、巻、号、掲載ページ、発行年の順とし、本文の最終ページに、出現順にまとめて記述します。

引用する場合は、原著者の了解を得ておくなど、著作権等に関わる諸権利についての処理は、執筆者が責任をもって行ってください。

③図版・写真・表：図版・写真・表内の文字は貼込んだ状態で完全版下とし、図・写真・表の番号、タイトル、説明、出典を明記する。

また、本文中に図・写真・表の挿入希望箇所を指定する。

なお、図版、写真のカラー印刷はできません。

5. 投稿方法

①上記4. に則って執筆した原稿3部（正1部、副2部）と、テキストファイル形式で記憶させた3.5 インチフロッピーディスク、もしくはコンパクトディスク（CD）を添付してください。

e-mail での投稿も受け付けます。

なお、その場合でも A4 紙に印刷された原稿3部（正1部、副2部）と記憶させた電子媒体（フロッピーディスク、CD など）も、必ず別送してください。

②送付先：

〒184-8577 東京都小金井市本町6-5-3 劇団ふるさときゃらばん内 棚田学会誌編集委員会 宛
電話：042-381-6721 FAX：042-383-8614 e-mail：fctanada@furucara.com

③投稿された原稿は返却いたしませんので、バックアップをとっておいてください。

6. 査読と掲載の可否

編集委員会では、投稿された原稿が学会誌に掲載されるものとしてふさわしい内容であるかを判定するために、該当分野の専門家で組織された査読委員会と協力して、査読（別途査読要領による）を実施いたします。

査読の結果、本誌編集の基本方針に則って、加除等の修正をお願いすることがあります。修正依頼があった場合は、原則30日以内に修正原稿を事務局に返却してください。

査読は、以下のように進められます。

①編集委員会が、論文；2名、事例研究；2名、報告；2名の査読委員を決定し、査読を依頼する。

②査読者は、別途査読要領に則って論文等の査読を行い、査読結果を所定の様式に記入して、編集委員会へ報告する。

③編集委員会は、査読結果にしたがって、著者に原稿修正の依頼を行うなどし、加除修正された原稿について掲載の可否を決定する。

7. 著者校正

著者校正は1回のみとします。編集の際に事務局において赤字修正を行った部分についても点検してください。

著者校正の依頼を受けたら、速やかに校正を行い、指定返却期日までに返送してください。

8. 著作権

掲載された原稿の著作権（copyright）は、棚田学会に帰属します。

以上